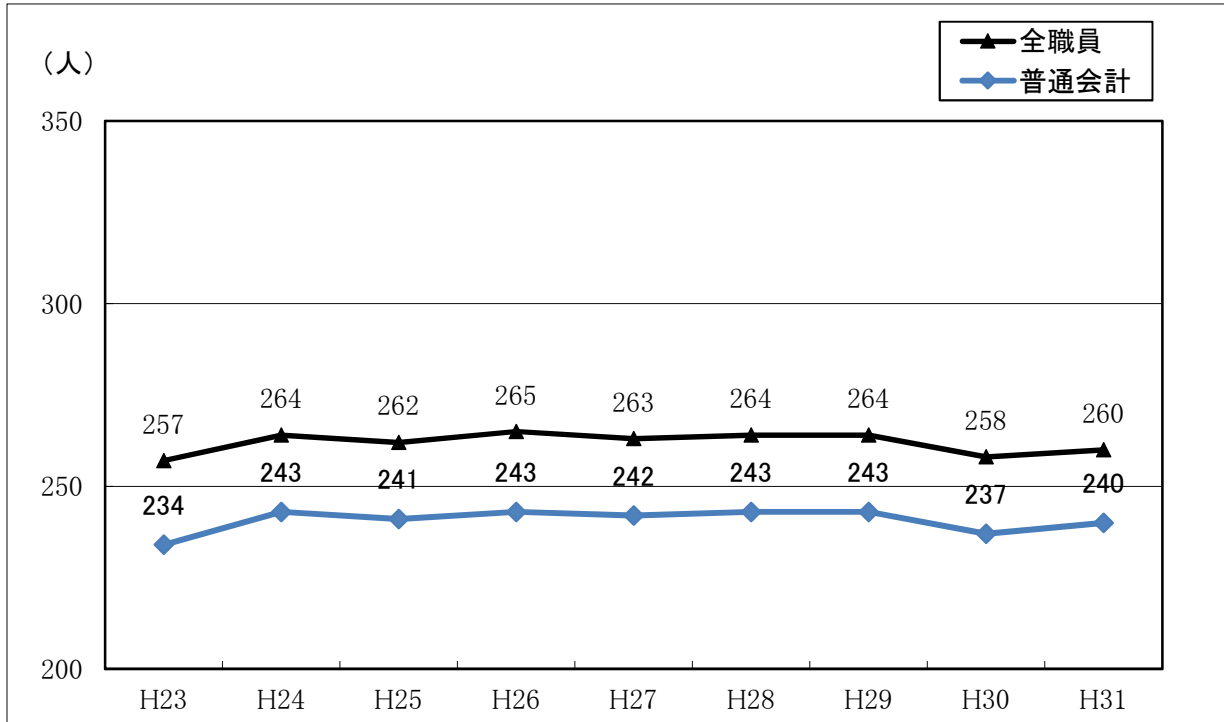


本宮市の人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法及び本宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

1. 職員の任免や職員数に関する状況

(1) 職員数の推移（各年4月1日現在）



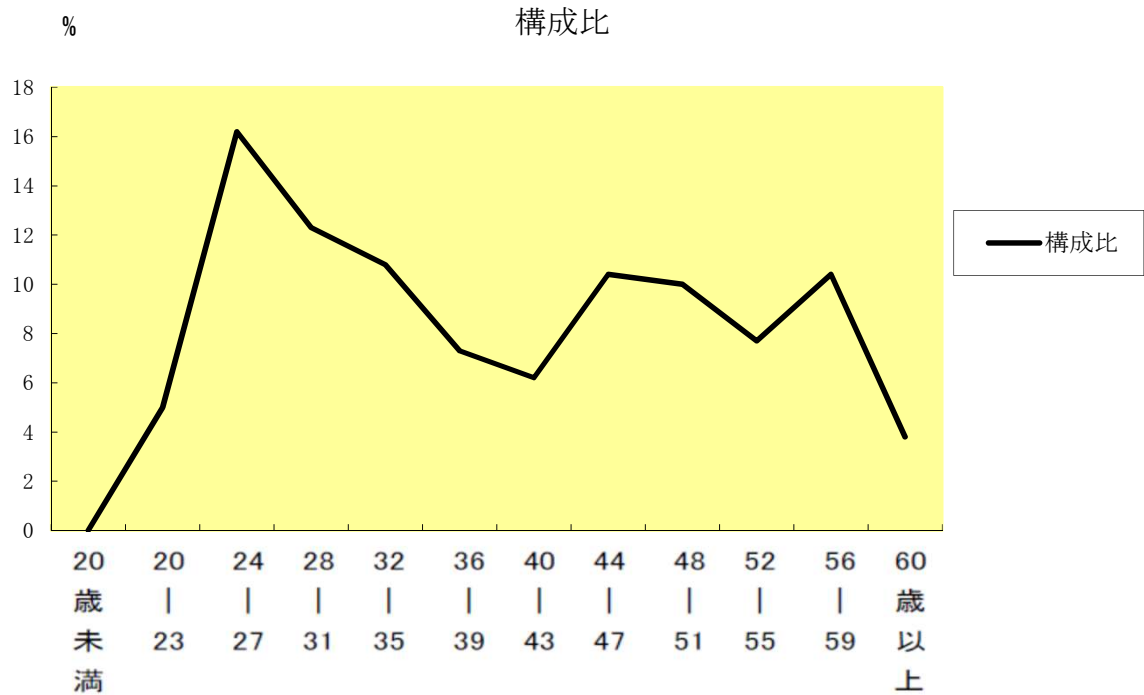
(注) 平成26年度までは教育長を含めた人数です。

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	・臨時、再任用短時間勤務職員の配置 ・職員構成変史による増減及び育児休業復職者の異動
		総務	61	62	1	
		税務	14	13	▲1	
		民生	53	53	0	
		衛生	19	17	▲2	
		労働	0	0	0	
		農水	13	13	0	
		商工	7	8	1	
		土木	21	20	▲1	
	計	192	190	▲2		
教育部門	45	50	5			
小計	237	240	3			
公営企業等会計部門	病院	3	3	0		
	水道	6	6	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	8	7	▲1		
	小計	21	20	▲1		
合計		258	260	2		

(注) 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数です。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	13人	42人	32人	28人	19人	16人	27人	26人	20人	27人	10人	260人

(注) 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数です。

(4) 職員の採用・退職の状況（平成30年4月2日～平成31年4月1日）

区分	職員数	内 訳
採用者数	20人	職員採用18人 再任用職員の採用2人
退職者数	18人	定年11人 自己都合7人

2. 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、人事評価制度の実施とその結果を基礎とした人事処遇への反映が、地方公務員に義務付けられました。本宮市においても、実績と能力に基づいた評価を実施することにより、人材育成及び組織全体の能率向上を図るため、平成28年度より人事評価制度を導入しています。導入時より評価の客観性、公平性を高めることを目的に、被評価者及び評価者研修等を毎年度実施し、活用に向けた公平な人事評価制度の構築に努めています。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成30年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 (31.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
人	千円	千円	千円	%
30,597	19,167,921	617,978	2,086,019	10.9

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

(2) 職員給与費の状況（平成31年度一般会計当初予算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
257	935,693	161,754	374,914	1,472,361	5,729

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	一般行政職			技能労務職員		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
本宮市	41 歳 11 月	313,115 円	384,393 円	42 歳 6 月	279,600 円	350,945 円
国	43 歳 4 月	329,433 円	411,123 円	50 歳 10 月	287,312 円	329,380 円
区 分	教育職			福祉職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
本宮市	36 歳 4 月	291,476 円	339,087 円	32 歳 3 月	250,703 円	288,778 円
国				43 歳 1 月	332,689 円	385,624 円

(注) ①「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在の各職種毎の職員の基本給の平均です。

②「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

③教育職：幼稚園教諭、管理主事、指導主事 福祉職：保育士

(4) 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		初 任 給		経 験 年 数		
		本宮市	国	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大 学 卒	184,900 円	180,700 円	278,900 円	309,600 円	361,000 円
	高 校 卒	151,900 円	148,600 円	235,100 円	280,300 円	324,300 円

(注) 教育職、福祉職の初任給については、一般行政職に同じ。

(5) 期末・勤勉手当の支給割合（平成30年度）

区 分	6月	12月	計
期 末 手 当	1.225月	1.325月	2.550月
勤 勉 手 当	0.900月	0.950月	1.850月
計	2.125月	2.275月	4.400月

(6) 退職手当の支給割合（平成30年度）

区 分	自己都合	定年・勸奨
勤 続 20 年	19.6695月	24.586875月
勤 続 25 年	28.0395月	33.27075月
勤 続 35 年	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月

(7) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	給料月額	期末手当
市 長	920,000 円	(平成30年度支給割合) 6月期 1.55月 12月期 1.75月 計 3.30月
副 市 長	700,000 円	
教 育 長	644,000 円	

区 分	報酬月額	期末手当
議 長	414,000 円	(平成30年度支給割合) 6月期 1.55月 12月期 1.75月 計 3.30月
副 議 長	368,000 円	
常任委員長 議会運営委員長	340,000 円	
議 員	330,000 円	

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの・平成31年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成30年1月1日～平成30年12月31日）

総付与日数A	総取得日数B	対象職員数C	平均取得日数B/C	取得率B/A
5,890日	1,167.0日	149人	7.8日	19.8%

（注）市長事務部に勤務する一般職員を対象とした取得状況です。

(3) 休暇制度の概要（平成31年1月1日現在）

休暇の種類	内 容	備 考
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。	
病気休暇	負傷又は疾病のための休暇 90日以内の期間（ただし、成人病、精神科疾患及び特定疾患の場合は、180日以内の期間）	
主な特別休暇	産前・産後休暇 出産の予定日前8週間以内及び出産後8週間以内の期間	
	配偶者の出産 2日以内の期間	
	育児休暇 1日2回各45分以内	
	子育て休暇 1年に7日以内の期間（子が2人以上の場合は10日以内） ※義務教育の終期に達するまでの子	
	短期介護休暇 1年に5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合は10日以内）	
	忌引休暇 続柄及び死亡時の生計関係により1～10日以内の期間	
	夏季休暇 6～9月に5日以内の期間	
	ボランティア休暇 1年に5日以内の期間	
	結婚休暇 連続する10日以内の期間	
	父母の祭日休暇 その都度1日以内の期間	
	ドナー休暇 必要と認められる期間	
	リフレッシュ休暇 勤続10年満了で3日以内の期間 勤続20年満了で5日以内の期間 勤続30年満了で5日以内の期間	
	公民権行使のための休暇 必要と認められる期間	

介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある親族を介護するため、連続する6月の期間内において必要と認められる期間（無給）	平成30年 取得者数	男性 0人
			女性 0人
介護時間	要介護者を介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲（無給）	平成30年 取得者数	男性 0人
			女性 0人

5. 職員の休業に関する状況（平成30年度）

育児休業	職員が3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで取得することができる制度です。（無給）	取得者数	男性 0人
			女性 14人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始めまたは終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる制度です。（無給）	取得者数	男性 0人
			女性 0人

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成30年度）

処分内容		処分者数	処分理由	内 容
分限 処分	免職	0人		分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員になされる処分であり、勤務成績が良くない場合、心身の故障によるものや職に必要な適格性を欠く場合の処分があります。
	降任	0人		
	休職	1人	心身の故障による長期欠勤	
	降給	0人		
	失職	0人		
懲戒 処分	免職	0人		懲戒処分とは、制裁的処分であり、職員の義務違反に対するものや全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合があります。
	停職	0人		
	減給	0人		
	戒告	0人		

7. 職員のサービスの状況（平成30年度）

地方公務員法第30条では、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされ、このサービスの根本基準を実行するため、職員には次のような義務や制限が課されています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地方公務員法第32条)	職員は、法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	職員は、政治活動等をしてはならない。	0人
争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

8. 職員の退職管理の状況

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、現職職員に対して契約等事務についての働きかけが禁止されています。働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が公平委員会へ報告するとともに、調査を実施し、その調査過程を公平委員会が監視することとなっています。なお、平成30年度は、これらに関する報告等はありませんでした。（「1.1. 公平委員会の業務の状況」参照）

9. 職員の研修の状況（平成30年度）

(1) 派遣研修

①職場外研修

研 修 先	主 な 内 容	受講者数
(公財) 東北自治研修所（宮城県）	東北六県中堅職員研修	1人
(公財) ふくしま自治研修センター	新規採用職員研修ほか	72人
(公財) 日本経営協会	「地方自治体における契約事務」	1人
本宮・田村自動車学校 ドローン講習所	ドローン研修	3人
(公財) 全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所（千葉県）	「地方公会計制度」	1人

②先進地視察研修及び専門研修

研 修 内 容	参加人員
本市が抱える行政課題への対応や新たな施策等の展開のため、先進自治体の取り組みを視察し情報収集を行った。	44人

(2) 庁内研修

研 修 内 容	受講者数	備 考
初任者研修会	11人	
eラーニングによる情報連携に向けた研修	12人	
安全運転講習会	315人	臨時職員を含む。
メンタルヘルス研修	266人	
公共工事発注事務研修会	18人	

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（平成30年度）

健康診断の種類	受診者数	備考
生活習慣病予防集団検診	352人	臨時職員を含む。
施設成人病検診（人間ドック）	53人	
メンタルヘルス調査	429人	臨時職員を含む。

(2) 共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、福島県市町村職員共済組合に加入しています。また、職員互助会を組織し、福利厚生事業を行っています。

(3) 公務災害等の発生状況（平成30年度） ※臨時職員を含む。

区分		災害件数
公務災害	職務遂行中の負傷	3人
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	2人
	出張中の負傷	0人
	レクリエーション参加中の負傷	0人
	その他の行為中の負傷	0人
通勤災害（通退勤途上中の負傷）		0人

11. 公平委員会の業務の状況（平成30年度）

地方公務員法第7条第3項の規定により、市は公平委員会を置くこととされ、本市では、同法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を福島県人事委員会に委託しています。また、毎年7月末までに福島県人事委員会から前年度の業務の状況の報告を受けることとしています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

(3) 人事行政相談の状況

2件

(4) その他

① 職員団体の登録の状況（新規及び変更等の手続きを行った団体）

ア 登録職員団体名

自治労本宮市職員労働組合

イ 変更登録年月日とその内容

平成30年12月7日 ※役員の変更

② 管理職員等の範囲の指定の状況（県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の改正年月日）

平成30年7月6日

③ 職員の退職管理に関する状況

ア 地方公務員法第38条の3に基づく報告件数

なし

イ 地方公務員法第38条の4に基づく報告があった件数

なし

ウ 人事委員会が地方公務員法第38条の5に基づく調査を要求した件数

なし